

# 目次

## 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律

第一章 総則（第一条・第二条の二）	第二章 顧客等に対する誠実義務（第二条）
第三章 金融商品の販売等（第三条・第十条）	第四章 金融サービス仲介業（第四条）
第一節 総則（第十一条・第二十三条）	第二節 業務（第二十四条・第三十二条）
第二節 業務（第二十四条・第三十二条）	第三節 経理（第三十三条・第三十四条）
第三節 経理（第三十三条・第三十四条）	第四節 監督（第三十五条・第三十九条）
第四節 監督（第三十五条・第三十九条）	第五節 認定金融サービス仲介業協会（第四十条～第五十条）
第五節 認定金融サービス仲介業協会（第四十条～第五十条）	第六節 指定紛争解決機関（第五十一条～第七十三条）
第六節 指定紛争解決機関（第五十一条～第七十三条）	第七節 金融経済教育推進機構（第七十三条）
第七節 金融経済教育推進機構（第七十三条）	第二節 総則（第七十四条～第八十一条）
第二節 総則（第七十四条～第八十一条）	第五章 金融サービスの利用環境の整備等（第八十一条）
第五章 金融サービスの利用環境の整備等（第八十一条）	第一節 安定的な資産形成の支援等（第八十一条～第八十五条）
第一節 安定的な資産形成の支援等（第八十一条～第八十五条）	第二節 金融商品の販売等（第八十六条～第九十二条）
第二節 金融商品の販売等（第八十六条～第九十二条）	第一款 設立（第九十三条～第九十七条）
第一款 設立（第九十三条～第九十七条）	第二款 運営委員会（第九十八条～第一百六十二条）
第二款 運営委員会（第九十八条～第一百六十二条）	第三款 役員等（第一百七条～第一百八十八条）
第三款 役員等（第一百七条～第一百八十八条）	第四款 業務（第一百十九条～第一百二十二条）
第四款 業務（第一百十九条～第一百二十二条）	第五款 財務及び会計（第一百二十三条～第一百二十九条）
第五款 財務及び会計（第一百二十三条～第一百二十九条）	第六款 監督（第一百三十条～第一百三十二条）
第六款 監督（第一百三十条～第一百三十二条）	第七款 条（第一百三十三条～第一百三十五条）
第七款 条（第一百三十三条～第一百三十五条）	第八款 雜則（第一百三十二条～第一百三十五条）
第八款 雜則（第一百三十二条～第一百三十五条）	第六章 雜則（第一百三十六条～第一百三十九条）
第六章 雜則（第一百三十六条～第一百三十九条）	第七章 罰則（第一百四十条～第一百六十一条）
第七章 罰則（第一百四十条～第一百六十一条）	第八章 没収に関する手続等の特例（第一百六十二条～第一百六十四条）
第八章 没収に関する手続等の特例（第一百六十二条～第一百六十四条）	二条～第一百六十四条）

実施し、その業務の健全かつ適切な運営を確保すること並びに国民の安定的な資産形成及び適切な資産管理を促進するための基本的事項を定めること等により、金融サービスの提供等を受ける顧客等の保護及び金融サービスの利用環境の整備等を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

定義

**第一条の二** この法律において「預金等」とは、預金、貯金、定期積金又は銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第一条第四項に規定する掛金をいう。

この法律において「保険契約」とは、保険業法（平成七年法律第二百五号）第一条第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約をいう。

この法律において「有価証券」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券又は同条第一項の

規定により有価証券とみなされる権利をいう。この法律において「市場デリバティブ取引」

とは、金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引をいう。

この法律において「外国市場デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。

規定する外国市場でリハルの取引をいたす。この法律において「資産形成」とは、金銭、有価証券その他の金融資産の運用により、資産

を形成することをいう。

**第二条** 金融サービスの提供等に係る業務を行う者は、次項各号に掲げる業務又はこれに付随する事務に從事する。

し、若しくは関連する業務であつて顧客（次項第十四号から第十八号までに掲げる業務又はこれに付随し、若しくは関連する業務を行ふ場合

れは付随し、若しくは関連する業務を行ふ場合にあつては加入者、その他政令で定める場合にあつては政令で定める者。以下この項において

「顧客等」という)の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるものを

行うときは、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務

を遂行しなければならない。  
前項の「金融サービスの提供等に係る業務を行なう者」とは、次の各号に掲げる業務の区分に

**第十一條** 第一項に規定する金融サービス仲介者とは、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

介業に係る業務 当該業務を行う者並びにそ  
の役員及び使用人

法第五十四条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる業務、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第一百八十七号）第六条第一項第一号に掲げる貸付け若しくは手形の割引に係る業務、同項第三号若しくは第四号に掲げる業務若しくは同条第二項第一号に掲げる貸付け若しくは手形の割引に係る業務、労働金庫法（昭和二十八年法律第一百二十号）第五十八条第一項各号若しくは第二項第一号から第四号までに掲げる業務、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる業務又は株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十一条第一項各号に掲げる業務若しくは同条第三項に規定する資金の貸付け若しくは手形の割引に係る業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用者

六 銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第八十六条第二項に規定する特定信用事業代理業、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、信用金庫法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、労働金庫法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業又は農林中央金庫法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業に係る業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用者

七 銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等取扱業、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業又は信用金庫法第八十五条の三第二項に規定する信用金庫電子決済等取扱業に係る業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用者

八 電子決済等代行業（銀行法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業をいう。以下同じ。）、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第十条第二項に規

十四 資産交換業に係る業務又は同法第三条第一項に規定する前払式支払手段（同法第四条各号に掲げるものを除く。）の発行の業務 当該業務を行う者並びにその役員及び使用人

十五 国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第二百二十五条第三項に規定する積立金の管理及び運用に関する業務 国民年金基金及びその理事並びに同法第二百三十七条の十五第四項に規定する契約の相手方

十六 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第二百三十五号）第二十七条に規定する積立金（以下この号において「積立金」という。）の積立てに係る契約の相手方

十七 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第五十九条に規定する積立金の管理及び運用に関する業務 企業年金基金及びその理事、同法第四条第一号に規定する事業主、同条第三号に規定する資産管理運用機関及び契約金融商品取引業者、同法第七十条第二項第一号に規定する基金資産運用契約の相手方、同法第九一条の二十五において準用する同法第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する契約の相手方

十八 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第十二項に規定する個人別管理資産の運用及び同法第八条第一項に規定する積立金の管理に関する業務 同法第二条第五项に規定する連合会（以下この号において「連合会」という。）及びその理事並びに連合会が締結する同法第九一条の二十五において準用する同法第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する契約の相手方

十九 確定拠出年金法（平成二十五年法律第六十三条）第一号に規定する資産管理機関 同法第三条第三項第一号に規定する事業主、同項第四号に規定する確定拠出年金運営管理機関及び同法第六一条第一項の規定による同項第三号又は第四号に掲げる事務の委託を受けた者

二十 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号において「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改

正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百五十五号。以下この号において「改正前厚生年金保険法」という。）第三十条の二第二項に規定する年金給付等積立金、平成二十五年改正法附則第三十八条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた改正前厚生年金保険法第五百五十三条第一項第八号に規定する積立金又は平成二十五年改正法附則第四十条第四項第二号に規定する積立金の管理及び運用に関する業務、平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下この号において「存続厚生年金基金」という。）及びその理事、同条第十三号に規定する存続連合会（以下この号において「存続連合会」という。）及びその理事並びに存続厚生年金基金及び存続連合会が締結した平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第五百三十六条の五各号（平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第五百六十四条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる契約の相手方十九 前各号に掲げる業務に準ずるものとして政令で定める業務 政令で定める者

五 有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号及び第二号に掲げる権利を除く。）を取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに第八号及び第九号に第八号及び第九号に掲げるものに該当するものを除く。）

六 次に掲げるものを取得させる行為（代理又は媒介に該当するもの並びに第八号及び第九号に掲げるものに該当するものを除く。）

七 一項に規定する有価証券があつては、当該有価証券に表示される権利をいう。）であるものを除く。）

八 資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産

九 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（金銭をもつて出資の目的とし、かつ、契約の終了の場合における残余財産の分割若しくは出資の返還が金銭により行われることを内容とするもの又はこれらに類する事項として政令で定めるものを内容とするものに限る。）の締結

十 市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又はこれらの取引の取次ぎ

十一 金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引又はその取次ぎ

十二 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引（前二号に掲げるものに該当するものを除く。）であつて政令で定めるもの又は当該取引の取次ぎ

十三 前各号に掲げるものに類するものとして政令で定める行為

十四 この章において「金融商品の販売等」とは、金融商品の販売又はその代理若しくは媒介（顧客のために行われるものを持む。）をいう。

十五 この章及び第七章において「金融商品販売業者等」とは、金融商品の販売等を業として行うときは、当該金融商品の販売等を業として行う者をいう。

十六 〔金融商品販売業者等の説明義務〕

第四条 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行うときは、当該金融商品の販売



**第七条** 顧客が前条の規定により損害の賠償を請求する場合には、元本欠損額は、金融商品販売業者等が重要事項について説明をしなかつたこと又は断定的判断の提供等を行つたことによつて当該顧客に生じた損害の額と推定する。  
前項の「元本欠損額」とは、当該金融商品の販売が行われたことにより顧客の支払った金銭及び支払うべき金銭の合計額（当該金融商品の販売が行われたことにより当該顧客の譲渡した金銭相当物又は譲渡すべき金銭相当物がある場合にあつては、当該合計額にこれらの金銭相当物の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額）の合計額を加えた額）から、当該金融商品の販売により当該顧客（当該金融商品の販売により当該顧客の定めるところにより金銭又は金銭以外の財産を取得することとなつた者がいる場合にあつては、当該者を含む。以下この

**第五条** 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行うときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、当該金融商品の販売に係る事項について、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為（以下この章において「断定的判断の提供等」という。）を行つてはならない。  
(金融商品販売業者等の損害賠償責任)

**第六条** 金融商品販売業者等は、顧客に対し第四条の規定により重要な事項について説明をしなはず

顧客が、金融商品の販売等に関する専門的知識及び経験を有する者として政令で定める者（第十条第一項において「特定顧客」という。）である場合

二 第一項に規定する金融商品の販売が金融商品取引法第二条第八項第一号に規定する商品市場デリバティブ取引及びその取次ぎのいずれでもない場合において、重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があつたとき。

項において「顧客等」という)の取得した金銭及び取得すべき金額の合計額(当該金融商品の販売により当該顧客等の取得した金銭以外の財産又は取得すべき金額以外の財産がある場合にあつては、当該合計額にこれらの金銭以外の財産の市場価額(市場価額がないときは、処分推定価額)の合計額を加えた額)と当該金融商品の販売により当該顧客等の取得した金銭以外の財産であつて当該顧客等が売却その他の処分をしたものの処分価額の合計額とを合算した額をさす。前項

この章において「預金等媒介業務」とは、銀行代理業者（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。第五十五条第一号ロ及び第二号ニ（2）並びに第十六条第三項第八号イにおいて同じ。）その他政令で定める者以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行ふ業務をいう。

力 水産加工業協同組合連合会（水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業）を行うものに限る。第十五条第二号二（4）において同じ。）ヨ 農林中央金庫

2 ある場合は、この限りでない。  
勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項

二 勧説の方法及び時間帯に關し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、勧誘の適正の確保に関する事項

3 金融商品販売業者等は、第一項の規定により勧誘方針を定めたときは、政令で定める方法により、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第四章 金融サービス仲介業  
第一節 総則  
(定義)  
**第十一條** この章、第六章及び第七章において「金融サービス仲介業」とは、預金等媒介業務

**第九条** (民法の適用)  
重要事項について説明をしなかつたこと  
又は断定的判断の提供等を行つたことによる金  
融商品販売業者等の損害賠償の責任について  
は、この法律の規定によるほか、民法（明治二  
十九年法律第八十九号）の規定による。

**(勧誘の適正の確保)**

**第十条** (金融商品販売業者の業として行う金  
融商品の販売等に係る勧誘をしようとするとき  
は、あらかじめ、当該勧誘に関する方針（以下  
この条及び第百五十四条において「勧誘方針」  
という。）を定めなければならない。  
当該金融商品販売業者等が、国、地方公共団体  
その他勧誘の適正を欠くおそれがないと認めら  
れる者として政令で定める者である場合又は特  
定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等で

この章において「預金等媒介業務」とは、銀行代理業者（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。第五十五条第一号ロ及び第二号ニ（2）並びに第十六条第三項第八号イにおいて同じ。）その他政令で定める者以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行ふ業務をいう。

力 水産加工業協同組合連合会（水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業）を行うものに限る。第十五条第二号二（4）において同じ。）ヨ 農林中央金庫

ある場合は、この限りでない。  
勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項

二 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、勧誘の適正の確保に関する事項

金融商品販売業者等は、第一項の規定により勧誘方針を定めたときは、政令で定める方法により、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(民法の適用)  
**第八条** 重要事項について説明をしなかつたことによる金又は断定的判断の提供等を行つたことによる金融商品販売業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による。

(勧誘の適正の確保)

**第九条** 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をするに際し、その適正の確保に努めなければならない。

(勧誘方針の策定等)

**第十条** 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ、当該勧誘に関する方針（以下この条及び第一百五十四条において「勧誘方針」という。）を定めなければならぬ。ただし、当該金融商品販売業者等が、国、地方公共団体その他勧誘の適正を欠くおそれがないと認められる者として政令で定める者である場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等で

この章において「預金等媒介業務」とは、銀行代理業者（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。第五十五条第一号ロ及び第二号ニ（2）並びに第十六条第三項第八号イにおいて同じ。）その他政令で定める者以外の者が次に掲げる行為のいずれかを行ふ業務をいう。

力 水産加工業協同組合連合会（水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業）を行うものに限る。第十五条第二号二（4）において同じ。）ヨ 農林中央金庫

リ 又 ル ネ 漁業協同組合（水産業協同組合法第十一  
ワ 条第一項第四号の事業を行うものに限る。）  
ヲ 第十五条第二号ニ（4）において同じ。）  
ヲ 漁業協同組合連合会（水産業協同組合法  
第八十七条第一項第四号の事業を行うもの  
に限る。第十五条第二号ニ（4）において  
同じ。）

ワ 水産加工業協同組合（水産業協同組合法  
第九十三条第一項第二号の事業を行うもの  
に限る。第十五条第二号ニ（4）において  
同じ。）

一 次に掲げる者のために行う預金等の受入れを内容とする契約（当該契約について顧客に對し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介を行いう。第十五条第二号ニ（2）及び第六号並びに第十七条第一項において同じ。）

ロ 長期信用銀行（長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行をいう。第十五条第二号ニ（7）において同じ。）

ハ 信用金庫連合会

ニ 信用金庫連合会

ト 労働金庫連合会

チ 協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行うものに限る。第十五条第二号ニ（5）において同じ。）

力 水産加工業協同組合連合会（水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業）を行うものに限る。第十五条第二号二（4）において同じ。）ヨ 農林中央金庫

三 少額短期保険業者（保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。第十一条第五号において同じ。）

この章及び第百三十九条第二項第二号において「有価証券等仲介業務」とは、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この節において同じくする。）によるもの。

同じ)で、あって第一種金融商品取引業(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。第一号イ及び第十六条第三項第八号ハにおいて同じ。)を行うもの及び金融商品仲介業者(同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。第十五条第一号ル及び第二号ニ(1)並びに第十六条第三項第八号ハにおいて同じ。)以外の者が次に掲げる行為(他の法律の規定に基づき業として行うもの及び投資運用業(同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。第一号イにおいて同じ。)を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。)のいずれかを行ふ業務をいう。

一 次に掲げる者と顧客との間において行う有

イ 第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。）又は投資運用業（同法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を除く。）を行なう金融商品取引業者

ロ 金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関

二 前号イ又はロに掲げる者と顧客との間ににおいて行う金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引（これらの取引について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の委託の媒介

三 第一号イ又はロに掲げる者のために行う有価証券の募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいふ。）若しくは有価証券の売出し（同条第四項に規定する

四 有価証券の売出しを「う」の取扱い又は有価証券の私募（同条第三項に規定する有価証券の私募を「う」。若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（同条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等を「う」）の取扱い（これらの取扱いについて顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）

おいて行う投資顧問契約（金融商品取引法第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約）をいう。第二十二条第六項第八号及び第三十一条第二項において同じ。）（当該投資顧問契約

約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。) 又は投資一任契約(同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。

第二十二条第六項第八号及び第三十一条第二項において同じ。) (当該投資一任契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする場合において、女令等をもつてする。)。

るものとして政令で定めるものを除く)の  
締結の媒介

における資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約（当該契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く。）の締結の媒介（他の法律の

規定に基づき業として行うもの及び貸金業法第二条第一項各号（第二号を除く。）に掲げるものを除く。）を行う業務をいう。

この章及び第七章において「金融サービス仲介業者」とは、次条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

金融サービス仲介業協会」とは、第四十条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

9 は金融機関等の仲介業者が行う預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務をいう。

「**苦情**」とは、第五十一条第一項の規定による指定を受けた者をいう。この章において「苦情処理手続」とは、金融サービス仲介業務関連苦情（金融サービス仲介業者）における苦情の受け付ける手続である。

業務に関する苦情をいう。第六節において同じく処理する手続をいう。

11 この章において、「紛争解決手続」とは、金融サービス仲介業務関連紛争（金融サービス仲介業務に関する紛争で当事者が和解をすることが

う。できるものをいう。(第六節において同じ。)について訴訟手続によらずに解決を図る手続をい

12 この章及び第七章において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続及び紛争解決手続に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

13 この章において「紛争解決等業務の種別」は

は、紛争解決等業務の対象とする預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務及び貸金業貸付媒介業務の種別をいう。

14 この章において「手続実施基本契約」とは、紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関と金融サービス仲介業者との間で締結される契約をいう。

**第十二条** 金融サービス仲介業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。

（登録の申請）  
**第十三条** 前条の登録を受けようとする者（以下  
第十五条までにおいて「登録申請者」という。）

は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

二 法人であるときは、その役員（外国法人にはあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下同じ。）の氏名又は名称

三 金融サービス仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

五 貸金業貸付媒介業務の種別をいう。(以下同じ。)  
（有価証券等媒介業務及び貸金業貸付媒介業務の種別をいう。以下同じ。）

誘をする際に表示又は説明をする営業所又は事務所の電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるもの

六 電子金融サービス仲介業務（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより行う金融サービス仲介業務をいう。）

第十五条第一号レ及び第十八条第一項において同じ。）を行う場合にあつては、その旨

七  
八  
他に事業を行ふときは、その事業の種類  
その内閣府令で定める事項  
前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添  
付しなければならない。

三 金融サービス仲介業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

四 登録申請者が預金等媒介業務を行う場合にあつては、第十五条第四号に該当しないことを誓約する書面

五 登録申請者が保険媒介業務を行う場合については、第十五条第五号イ、ロ、ハ（（2）を除く）、ニ（同号ハ（2）に係る部分を除く。）又はホ（同号ハ（2）に係る部分を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六 登録申請者が有価証券等仲介業務を行う場合にあつては、第十五条第六号に該当しないことを誓約する書面

七 登録申請者が貸金業貸付媒介業務を行う場合にあつては、第十五条第七号に該当しないことを誓約する書面

八 その他内閣府令で定める書類

（登録の実施）

第十四条 内閣総理大臣は、第十二条の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を金融サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第十五条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠け



をした者をいう。同号ニ（1）において同じ。）であつた者が同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務（同法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいう。ル及び同号ニ（1）において同じ。）の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者があつた者が同条第二項において準用する同法第六十三条の十三第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、金融商品仲介業者であつた者が同法第六十六条の二第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消された場合、信用格付業者（同法第二条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。同号ニ（1）において同じ。）であつた者が同法第六十六条の四十二第一項の規定により同法第六十六条の二十七の登録を取り消された場合若しくは高速取引行為者（同法第二条第四十二項に規定する高速取引行為者をいう。同号ニ（1）において同じ。）であつた者が同法第六十六条の六十三第一項の規定により同法第六十六条の五十の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録若しくは許可（当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。同号ニ（1）において同じ。）を受けている者が当該外国において同種類の登録若しくは許可を取り消された場合若しくは適格機関投資家等特例業務若しくは海外投資家等特例業務と同種類の業務を行っていた者が当該業務の廃止を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日から五年を経過しないもの。

貸金業者であつた者が貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否された場合若しくは同法第十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項若しくは第二十四条の六の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。次号ニ（1）において同じ。）を受けていた者が当該同種類の登録の更新

ワ この法律、担保付社債信託法（明治三十九年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、農業協同組合法、金融商品取引法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）、信用金庫法、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第二百七十六号）、長期信託用銀行法、労働金庫法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第二百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第二百五十九号）、銀行法、貸金業法、預託等取引に関する法律（昭和六十年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成二年法律第六十六号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、農林中央金庫法若しくは信託業法その他の政令で定める法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、貸付けの契約（貸金業法第二条第三項に規定する貸付けの契約をいう。）の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり物偽統制令（昭和二十一年勅令第二百十八号）第十二条の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないもの

ヨ 他に行つてゐる事業が公益に反すると認められる者  
タ 金融サービス仲介業を適確に遂行するに足りる能力を有しない者  
レ 電子金融サービス仲介業務を行ふ場合にあつては、当該電子金融サービス仲介業務を適正かつ確實に遂行する体制の整備が行われていない者  
ソ 認定金融サービス仲介業協会等（認定金融サービス仲介業協会又は業務の種別ごとにこれに類するものとして内閣府令で定めるもの）（第十三条第一項の規定による登録申請書に記載した業務の種別に係るものに限る。）をいう。（ソにおいて同じ。）に加入しない者であつて、認定金融サービス仲介業協会等の定款その他の規則（金融サービス仲介業務の適正を確保すること又は顧客の保護に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則（当該者又はその役員（相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定める者を含む。第五号イ及びロを除き、以下この条、第十八条第一項第二号ロ、第三十八条第三項並びに第五十二条第一項第四号及び第六号において同じ。）若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。）を作成していないものの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

二 法人である場合にあつては、役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者

イ 心身の故障により金融サービス仲介業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受け足りる相当の理由がある者として内閣府令で定める者

(1) 金融サービス仲介業者であつた法人が  
第三次十八条第一項の規定により第十二条  
の登録を取り消された場合又はこの法律  
に相当する外国の法令の規定により当該  
外国において同種類の登録を受けていた  
法人が当該同種類の登録を取り消された  
場合において、その取消しの日前三十日  
以内にこれらの法人の役員であつた者で  
その取消しの日から五年を経過しない  
もの

(2) 銀行であつた法人が銀行法第二十七条  
若しくは第二十八条の規定により同法第  
四条第一項の免許を取り消された場合、  
銀行主要株主であつた法人が同法第五十  
二条の十五第一項の規定により同法第五  
十二条の九第一項若しくは第二項ただし  
書の認可を取り消された場合、銀行持株  
会社であつた法人が同法第五十二条の三  
十四第一項の規定により同法第五十二条  
の十七第一項若しくは第三項ただし書の  
認可を取り消された場合若しくは銀行代  
理業者であつた法人が同法第五十二条の  
五十六第一項の規定により同法第五十二  
条の三十六第一項の許可を取り消された  
場合又は同法に相当する外国の法令の規  
定により当該外国においてこれらと同種  
類の免許、認可若しくは許可（当該免  
許、認可又は許可に類する登録その他の  
行政处分を含む。）を受けていた者が当  
該同種類の免許、認可若しくは許可を取  
り消された場合において、その取消しの  
日前三十日以内にこれらの法人の役員で  
あつた者でその取消しの日から五年を経  
過しないもの

(3) 特定信用事業代理業者があつた法人が  
農業協同組合法第九十二条の四第一項に  
おいて読み替えて準用する銀行法第五十  
二条の五十六条第一項の規定により農業協  
同組合法第九十二条の二第一項の許可を  
取り消された場合若しくは同法に相当す  
る外国の法令の規定により当該外国にお  
いて同種類の許可を受けていた者が当該  
同種類の許可を取り消された場合又は農

(4) 業協同組合若しくは農業協同組合連合会であつた法人が同法第九十五条の二の規定により解散を命ぜられた場合若しくは該外国の法令上これらに相当する法人が当該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日前前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないもの

特定信用事業代理業者であつた法人が水産業協同組合法第百八条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十五条第一項の規定により水産業協同組合法第百六条第一項の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合又は漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会であつた法人が同法第二十四条の二の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外国の法令上これらに相当する法人が当該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合において、その取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないもの

(5) 信用協同組合若しくは協同組合連合会であつた法人が中小企業等協同組合法第一百六条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において読み替えて準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外国の法令上これに相当する法人が当該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合又は信用協同組合代理業者であつた法人が協同組合による金融事業に関する法律第六条の二第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十五条第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同一種類の許可を受けた者でその取消し又は命令の日前三十日以内にこれらの法人の役員であつた者でその取消し又は命令の日から五年を経過しないもの

(8) 労働金庫若しくは労働金庫連合会であつた法人が労働金庫法第九十五條の規定により同法第六条の免許を取り消された場合若しくは労働金庫代理業者であつた法人が同法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の免許若しくは許可(当該免許又は許可に類する登録その他の行政処分を含む)を受けている者が当該同種類の免許若しくは許可を取り消された場合若しくは許可を取り消された場合又は農林中央金庫代理業者であつた法人が同法第九十五条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その命令又は取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員(経営管理委員を含む)であつた者が同項若しくは保険仲立人であつた法人が同項経過しないもの

(9) 農林中央金庫であつた法人が農林中央金庫法第八十六条の規定により解散を命ぜられた場合若しくは外国の法令上これに相当する法人が当該外国の法令の規定により解散を命ぜられた場合又は農林中央金庫代理業者であつた法人が同法第九十五条の四第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合若しくは同法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種類の許可を受けていた者が当該同種類の許可を取り消された場合において、その命令又は取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員(経営管理委員を含む)であつた者が同項若しくは保険仲立人であつた法人が同項経過しないもの

(10) 特定保険募集人であつた法人が保険業法第三百七十七条第一項の規定により同法第二百七十六条の登録を取り消された場合若しくは保険仲立人であつた法人が同項

(11) 金融商品取引業者であった法人が金融商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の六第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消された場合又は同法に相当する外国の法令の規定により当該外国においてこれらと同種類の登録を受けていた法人が当該同種類の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にこれらの法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

商品取引法第五十二条第一項、第五十三条第三項若しくは第五十七条の八第一項の規定により同法第二十九条の登録を取り消された場合、取引所取引許可業者であつた法人が同法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条の十四第一項の許可を取り消された場合、電子店頭ディバティープ取引等許可業者であつた法人が同法第六十条の十四第二項において準用する同法第六十条の八第一項の規定により同法第六十条の十四第一項の許可を取り消された場合、同法第六十三条の三第一項の規定による届出をした者であつた法人が同法第六十三条の五第三項の規定により適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の五第三項の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、同法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者であつた法人が同法第六十三条の規定により海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、海外投資家等特例業務の廃止を命ぜられた場合、金融商品仲介業者であつた法人が同法第六十六条の四十二第二項の規定により同法第六十六条の二十一第一項の規定により同法第六十六条の登録を取り消された場合若しくは高額取引行為者であつた法人が同法第六十六条の六第一項の規定により同法第六十六条の五十の登録を取り消された場



更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けなければならない。

第二条 第十四条（第一項各号を除く。）及び前条（第一号イからヨまで、第二号及び第三号を除く。）の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第十四条第一項中「次に掲げる」とあるのは、「変更に係る」と、前条中「各号」とあるのは、「各号（第一号イからヨまで、第二号及び第三号を除く。）」と、同条第四号中「預金等媒介業務を行う」とあるのは、「次条第一項の変更登録により預金等媒介業務を行なう」と、同条第五号中「保険媒介業務を行う」と、同条第五号中「保険媒介業務を行なう」とあるのは、「次条第一項を除く。」と、同条第六号中「有価証券保険媒介業務を」と、同条第六号中「有価証券等仲介業務」とあるのは、「次条第一項の変更登録により有価証券等仲介業務」と、同条第七号中「貸金業貸付媒介業務」とあるのは、「次条第一項の変更登録により貸金業貸付媒介業務」と、同条第七号中「貸金業貸付媒介業務」とあるのは、「次条第一項の変更登録により貸金業貸付媒介業務」と読み替えるものとする。

三 金融サービス仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第十三条第一項各号（第四号及び第六号を除く。）に掲げる事項に変更があつたとき

二 第十三条第二項第三号に掲げる書類に記載した金融サービス仲介業務の内容又は方法について変更があつたとき

三 金融サービス仲介業を廃止し、分割により金融サービス仲介業に係る事業の全部の承継をさせ、又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡をしたとき

四 金融サービス仲介業者である個人が死亡したとき

五 金融サービス仲介業者である法人が合併により消滅したとき

六 金融サービス仲介業者である法人について破産手続開始の決定があつたとき

七 金融サービス仲介業者である法人が合併及ぼしたとき

八 金融サービス仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき

九 その他の内閣府令で定める場合に該当するとき

八 次のイからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者となつたとき 当該イからニまでに定める者となつた者

イ 預金等媒介業務 銀行代理業者その他政令で定める者

ロ 保険媒介業務 保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人

ハ 有価証券等仲介業務 金融商品取引業者であつて第一種金融商品取引業を行なうもの又は金融商品仲介業者 貸金業者

九 前項第八号イからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者（当該イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行うものを除く。）となつたときは、それぞれ当該イからニまでに掲げる業務を行わない旨の第一項の変更登録を受けたものとみなす。

四 前項第八号イからニまでに掲げる業務を行う金融サービス仲介業者が、それぞれ当該イからニまでに定める者（当該イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行うものを除く。）となつたときは、それぞれ当該イからニまでに掲げる業務を行わない旨の第一項の変更登録を受けたものとみなす。

五 内閣総理大臣は、第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を金融サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。

六 金融サービス仲介業者が第三項第三号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき又は同項第八号イからニまでに掲げる業務のうち一の業務のみを行う金融サービス仲介業者は、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、銀行法第五十二条の六十一の二の規定にかかるらず、電子決済等代行業を行なうことができる。

（電子金融サービス仲介業務に関する特例）

第十七条 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた銀行その他政令で定める者は、銀行法その他政令で定める法律の規定にかかるはず、保険媒介業務を行うことができる（保険契約者等（保険業法第五条第一項第三号イに規定する保険契約者等をいう。第二十一条第二項及び第二十八条第二項において同じ。）の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。）。

二 預金等媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う預金等媒介業務については、銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業農業協同組合法第九十二条の第二項に規定する特定信用事業代理業、水

産業協同組合法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、信用金庫法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、労働金庫法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業及び農林中央金庫法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業に該当しないものとみなす。

三 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う保険契約の締結の媒介については、保険募集に該当しないものとみなす。

四 保険媒介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が保険媒介業務を行なうときは、当該金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、保険業法の規定の適用については、保険募集人又は保険仲立人でないものとみなす。

五 有価証券等仲介業務の種別に係る第十二条の登録を受けた金融サービス仲介業者が行う有価証券等仲介業務については、金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業に該当しないものとみなす。

（電子金融サービス仲介業務に関する特例）

第十八条 電子金融サービス仲介業務を行なう金融サービス仲介業者は、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、銀行法第五十二条の六十一の二の規定にかかるらず、電子決済等代行業を行なうことができる。

一次のいずれにも該当しない者であること。イ 電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するためには必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

ロ 次に掲げる处分を受け、その处分の日から五年を経過しない者

（1）銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による同法第五十二条の六十一の二の登録の取消し

（2）農業協同組合法第六十条の三の登録の取消し

（3）水産業協同組合法第百十七条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による農業協同組合法第九十二条の二第一項の登録の取消し

（4）協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による農業協同組合法第百十一条第一項の登録の取消し

（5）信用金庫法第八十九条第九項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による信用金庫法第八十五条の四第一項の登録の取消し

（6）労働金庫法第九十四条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による信用金庫法第八十五条の四第一項の登録の取消し

（7）農林中央金庫法第九十五条の五の十第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項又は第二項の規定による労働金庫法第八十九条の五第一項の登録の取消し

（8）株式会社商工組合中央金庫法第六十条の五の二第二項の登録の取消し

（9）銀行法、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている（1）から（8）までの登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）の取消し

（10）第三十八条第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

- (3) 農業協同組合法第九十二条の五の八第四項の規定による同法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令

(4) 水産業協同組合法第百六十六条第四項の規定による同法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業の廃止の命令

(5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の九第四項の規定による同法第六条の五の二第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業の廃止の命令

(6) 信用金庫法第八十五条の十一第四項の規定による同法第八十五条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(7) 労働金庫法第八十九条の十二第四項の規定による同法第九十五条の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(8) 農林中央金庫法第九十五条の五の九第四項の規定による同法第九十五条の五第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(9) 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二第四項の規定による同法第六十条の二第一項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令

(10) 水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法、農林中央金庫法又は株式会社商工組合中央金庫法に相当する外国の法令の規定による（一）から（九）までの業務と同種類の業務の廃止の命令

株式会社商工組合中央金庫法その他の政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二　法人である場合にあつては、次のいずれにも該当しない者であること。  
イ　外国法人であつて日本における代表者を定めていない者  
ロ　役員のうちに次のいずれかに該当する者

(1) 法人が前号ロ（1）から（9）までに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその処分の日から五年を経過しないもの

(2) 法人が前号ハ（1）から（10）までに掲げる命令を受けた場合において、その命令の日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその命令の日から五年を経過しないもの

(3) 前号ロからニまでのいずれかに該当する者

三 個人である場合にあつては、次のいずれにも該当しない者であること。

イ 外国に住所を有する個人であつて日本における代理人を定めていない者

ロ 前号ロ（1）又は（2）のいずれかに該当する者

金融サービス仲介業者が前項の規定により電子決済等代行業を行う場合にあつては、当該金融サービス仲介業者を銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者とみなして、同法第五十二条の六十一の七第一項・第五十二条の六十一の八から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の十七第一項（第一号及び第二号を除く。）、第五十二条の六十一の十九から第五十二条の六十一の三十まで、第五十三条第六項並びに第五十六条（第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第九章の規定並びに農業協同組合法第九十二条の五の八、水産業協同組合法第百十六条、協同組合による金融事業に係る法律第六条の五の九、信用金庫法第八十五条の十一、労働金庫法第八十九条の十二、農林中央金庫法第九十五条の五の九及び株式会社商工組合中央金庫法第六十条の三十二の規定を適用する。この場合において、銀行法第五十二条の六十一の六第一項中「第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる」

とあるのは「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第三項（電子金融サービス仲介業務に関する特例）に規定する」と、同条第三項中「第五十二条の六十一の三第二項第三号」とあるのは「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第四項第二号」と、同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「第五十二条の六十一の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは」とあるのは「六月以内の期間を定めて電子決済等代行業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 金融サービス仲介業者は、第一項の規定により電子決済等代行業を行うときは、内閣府令で定めることにより、銀行法第五十二条の六十一の三第一項各号に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第一項各号に掲げる要件に該当することを誓約する書面

二 電子決済等代行業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三 その他内閣府令で定める書類

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による届出をした金融サービス仲介業者に係る名簿を作成し、公衆の縦覧に供しなければならない。

(商号等の使用制限)

**第十九条** 金融サービス仲介業者でない者は、金融サービス仲介業者という商号若しくは名称又はこれに紛らわしい商号若しくは名称を用いてはならない。

(標識の掲示等)

**第二十条** 金融サービス仲介業者は、金融サービ  
ス仲介業務を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 金融サービス仲介業者は、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法)により金融サービ  
ス仲介業務を行う場合を除く)を除き、内閣府令で定めることにより、商号、名称又は姓、氏名、行う業務の種別その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送

信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行ふことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

3 金融サービス仲介業者以外の者は、第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

（名義貸しの禁止）

第二十一条 金融サービス仲介業者は、自己の名義をもつて、他人に金融サービス仲介業を行わせてはならない。

（保証金）

第二十二条 金融サービス仲介業者は、保証金を主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 前項の保証金の額は、金融サービス仲介業務の状況及び顧客等（顧客、顧客以外の保険契約者等又は第十一条第五項に規定する媒介により締結した資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約に関して保証人となつた者をいいう。第四項及び次条第二項において同じ。）の保護を考慮して、政令で定める額とする。

3 金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、当該金融サービス仲介業者のために所要の保証金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、かつ、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつてゐる金額について第一項の保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

4 内閣総理大臣は、顧客等の保護のため必要があると認めるときは、金融サービス仲介業者と前項の契約を締結した者又は当該金融サービス仲介業者に対し、当該契約において供託されることとなつてゐる金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

5 金融サービス仲介業者は、第一項の保証金について供託（第三項の契約の締結を含む。第八項及び第十項第三号並びに第百四十七条第一号において同じ。）を行い、かつ、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、金融サービス仲介業を行つてはならない。

6 金融サービス仲介業者が行つた次の各号に掲げる行為に関して当該各号に定める者に生じた債権に關し、当該各号に定める者は、当該金融

サービス仲介業者に係る保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。
一 第十一条第二項第一号に掲げる行為の内容とする契約を締結した者
二 第十一条第二項第二号に掲げる行為の内容により預金等の受入れを内容とする契約を締結した者
三 第十一条第二項第三号に掲げる行為の内容により為替取引を内容とする契約を締結した者
四 第十一条第三項に規定する媒介による保険契約を締結した保険契約者、当該媒介保険契約の被保険者又は保険金額を受け取るべき者
五 第十一条第四項第一号に掲げる行為の内容により有価証券の売買契約を締結した者
六 第十一条第四項第二号に掲げる行為の内容により有価証券の売買契約又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る契約を締結した者
七 第十一条第四項第三号に掲げる行為の内容により有価証券を取得した者
八 第十一条第四項第四号に掲げる行為の内容により投資顧問契約又は投資一任契約を締結した者
九 第十一条第五項に規定する媒介の当該媒介により資金の貸付け若しくは手形の割引を行ふべき者とする契約を締結した者又は当該契約に関する権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。
10 第一項、第四項又は第八項の規定により供託した保証金は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、内閣総理大臣の承認を受けて、その全部又は一部を取り戻すことができること

11 内閣総理大臣は、前項の承認をするときは、金融サービス仲介業者が行つた第六項各号に掲げる行為に關して生じた債権の弁済を確保するため必要と認める限度において、取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる保証金の額を指定することができる。
12 (金融サービス仲介業者賠償責任保険契約) 第二十三条 金融サービス仲介業者は、政令で定めるところにより、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約(金融サービス仲介業務に関する重要な事項は、内閣府令・法務省令で定める)
2 六 その他内閣府令で定める事項
2 金融サービス仲介業者は、顧客から求められたときは、金融サービス仲介業務に關して当該金融サービス仲介業者が受けた手数料、報酬その他対価の額その他内閣府令で定める事項を、明らかにしなければならない。
2 (業務運営に關する措置)

2 (業務運営に關する措置)
2 六 その他内閣府令で定める事項
2 金融サービス仲介業者は、顧客から求められたときは、金融サービス仲介業務に關して当該金融サービス仲介業者が受けた手数料、報酬その他対価の額その他内閣府令で定める事項を、明らかにしなければならない。
2 (業務運営に關する措置)
2 (金銭の預託の禁止)

2 (金銭の預託の禁止)
2 六 その他内閣府令で定める事項
2 金融サービス仲介業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融サービス仲介業に關して、顧客から金銭その他の財産の預託を受け、又は当該金融サービス仲介業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭その他の財産を預託させてはならない。ただし、顧客の保護に欠けるおそれがある場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。
2 (指定紛争解決機関との契約締結義務等)
2 前二項に定めるものほか、金融サービス仲業者賠償責任保険契約に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

2 (情報の提供)
2 第二十五条 金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務を行うときは、あらかじめ、顧客

に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 第十四条第一項に規定する金融サービス仲介業者登録簿に登録されている業務の種別

三 第十一条第二項第一号イからヨまで、第三項各号若しくは第四項第一号イ若しくはロに掲げる者又は貸金業者の代理権がない旨その他の金融サービス仲介業者の権限に関する事項

四 第二十七条の規定の趣旨

五 金融サービス仲介業者の損害賠償に関する事項

六 その他内閣府令で定める事項

2 金融サービス仲介業者は、顧客から求められたときは、金融サービス仲介業務に關して当該金融サービス仲介業者が受けた手数料、報酬その他対価の額その他内閣府令で定める事項の顧客への説明、その金融サービス仲介業務に關して取得した顧客に關する情報の適正な取扱いその他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

2 (業務運営に關する措置)

2 (金銭の預託の禁止)

2 第二十七条 金融サービス仲介業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融サービス仲介業に關して、顧客から金銭その他の財産の預託を受け、又は当該金融サービス仲介業者と

命ずることができる。前二項に定めるものほか、金融サービス仲介業者賠償責任保険契約に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

2 (指定紛争解決機関との契約締結義務等)

2 前二項に定めるものほか、金融サービス仲業者賠償責任保険契約に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

2 (情報の提供)

2 第二十四条 削除

2 第二十五条 金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務を行うときは、あらかじめ、顧客

別が預金等媒介業務であるものをいう。以下の条において同じ。)が存在する場合

下この条において同一の指定預金等媒介紛争解決機関が存在しない場合

一の指定預金等媒介紛争解決機関との間で預金等媒介業務に係る手続実施基本契約

で預金等媒介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

口 指定預金等媒介紛争解決機関が存在しない場合

預金等媒介業務に關する苦情処理措置

口 指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が有価証券等仲介業務であるものを

口 指定金融サービス仲介業者が有価証券等仲介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

口 指定保険媒介紛争解決機関が存在しない場合

保険媒介業務に關する苦情処理措置

口 及び紛争解決措置

口 当該金融サービス仲介業者が有価証券等仲介業務を行う場合

口 次のイ又はロに応じ、当該イ又はロに定める措置

イ 指定有価証券等仲介紛争解決機関(指定

口 紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が有価証券等仲介業務であるものを

口 以下この条において同一の指定有価証券等仲介紛争解決機関との間で有価証券等仲介業務に係る

口 手續実施基本契約を締結する措置

四 口 指定有価証券等仲介紛争解決機関が存在しない場合 有価証券等仲介業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

当該金融サービス仲介業者が貸金業貸付媒介業務を行う者である場合 次のイ又はロに定める措置

イ 指定貸金業貸付媒介紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が貸金業貸付媒介業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合 一の指定貸金業貸付媒介紛争解決機関との間で貸金業貸付媒介業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

ロ 指定貸金業貸付媒介紛争解決機関が存在しない場合 貸金業貸付媒介業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

前項第一号ロに規定する「顧客等」とは、顧客又は顧客以外の保険契約者等、資金需要者等（貸金業法第二条第六項に規定する資金需要者等をいう。）若しくは債務者等（同条第五項に規定する債務者等をいう。）であった者をいう。

金融サービス仲介業者は、第一項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の名称又は商号を公表しなければならない。

第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一 第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げる場合に該当することとなつたとき 第七十二条第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第七十三条第一項の規定による指定の取消しの時に、第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二 第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号イの第一の指定預金等媒介紛争解決機関、同項第二号イの第一の指定保険媒介紛争解決機関、同項第三号イの第一の指定有価証券等仲介紛争解決機関若しくは同項第四号イの第一の指定貸金業貸付媒介紛争解決機

閣（以下この号において「指定種別紛争解決機関」と総称する。）の紛争解決等業務の廃止が第七十二条第一項の規定により認可されたとき、又は指定種別紛争解決機関の第五十五条第一項の規定による指定が第七十三条第一条の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）その認可又は取消しの時に、第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間三第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに掲げる場合に該当することとなつたとき 第五十一条第一項の規定による指定の時に、第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める（銀行法の準用）

第二十九条 銀行法第五十二条の四十四第二項及び第五十二条の四十五の規定は、預金等媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。



		交付しなければ 交付するほか、特定預金等契約（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十四第二項に規定する特定保険契約（保険業法第三百条の二に規定する法律第十七条第一項に規定する保険契約者等をいいう。以下この項において同じ。）の、特定保険契約（保険業法第十七条第一項に規定する保険契約者等をいいう。以下この項において同じ。）においては、特定保険契約（保険業法第三百条の二に規定する法律第十七条第一項に規定する保険契約者等をいいう。以下この項において同じ。）の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定金融サービス契約の内容その他預金者等又は保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければなりません（当該特定金融サービス契約に係る相手方金融機関へ金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業務により顧客が締結する特定金融サービス契約の相手方をいう。以下同じ。）の
住所	住所（相手方金融機関が同第三項第二号に規定する外國保険会社等である場合にあつては、支店等（保険業法第百	号第一十三条第十條第一項第七の三の商号

必要的限度において、当該金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引する者、当該金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）又は貸金業貸付媒介業務により締結された資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約若しくは当該契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約について業として保証を行う者（次項並びに同条第二項及び第五項において「保証業者」という。）に対し、当該金融サービス仲介業者の業務又は財産の状況に関する参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入検査）

**第三十六条** 内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その当該職員に当該金融サービス仲介業者の當業所若しくは事務所その他の施設に立ち入りらせ、その業務若しくは財産の状況に関する質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

内閣総理大臣は、金融サービス仲介業者の金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員に当該金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関する取引する者、当該金融サービス仲介業者から業務の委託を受けた者若しくは保証業者の施設に立ち入りせ、当該金融サービス仲介業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。





- 一 指定を受けようとする紛争解決等業務の一  
種別
- 二 名称又は商号
- 三 主たる営業所又は事務所その他の紛争解決等  
業務を行う営業所又は事務所の名称及び所  
在地
- 四 役員の氏名又は名称若しくは商号
- 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添  
付しなければならない。
- 一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件  
に該当することを誓約する書面
- 二 定款及び法人の登記事項証明書（これらに  
準ずるもの）を含む。）
- 三 業務規程
- 四 組織に関する事項を記載した書類
- 五 財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等  
業務を行うために必要な経理的な基礎を有す  
ることを明らかにする書類であつて内閣府令  
で定めるもの
- 六 前項に規定する書類その他同条第一  
項第八号に掲げる要件に該当することを証す  
る書類として内閣府令で定めるもの
- 七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定  
める書類（  
秘密保持義務等）

**第五十三条** 指定紛争解決機関の紛争解決委員（第六十二条第二項の規定により選任された紛争解決委員をいう。次項、次条第二項並びに第五十六条第二項及び第四項において同じ。）若しくは役員若しくは職員又はこれらとの職にあつた者は、紛争解決等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

二 指定紛争解決機関の紛争解決委員又は役員若しくは職員で紛争解決等業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。

**第五十四条** 指定紛争解決機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、紛争解決等業務を行ふものとする。

二 指定紛争解決機関（紛争解決委員を含む。）は、当事者である加入金融サービス仲介業者（手続実施基本契約を締結した相手方である金融サービス仲介業者をいう。以下この節において同じ。）若しくはその顧客等又はこれらの者以外の者との手続実施基本契約その他の契約で

定めるところにより、紛争解決等業務を行うこと�이 가능하다.

二 指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定である。

（苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）

四 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面

二 定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるもの）を含む。）

三 業務規程

四 組織に関する事項を記載した書類

五 財産目録、貸借対照表その他の紛争解決等  
業務を行うために必要な経理的な基礎を有す  
ることを明らかにする書類であつて内閣府令  
で定めるもの

六 前項に規定する書類その他同条第一  
項第八号に掲げる要件に該当することを証す  
る書類として内閣府令で定めるもの

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定  
める書類（  
秘密保持義務等）

**第五十五条** 指定紛争解決機関は、他の指定紛争  
解决機関又は他の法律の規定による指定であつ  
て紛争解決等業務に相当する業務に係るものと  
して政令で定めるものを受けた者（第六十二条  
第四項及び第五項において「受託紛争解決機  
関」という。）以外の者に対して、苦情処理手  
続又は紛争解決手続の業務を委託してはならな  
い。

（業務規程）

**第五十六条** 指定紛争解決機関は、次に掲げる事  
項に関する業務規程を定めなければならない。

一 手続実施基本契約の内容に関する事項

二 手続実施基本契約の締結に関する事項

三 紛争解決等業務の実施に関する事項

四 紛争解決等業務に要する費用について加入  
金融サービス仲介業者が負担する負担金に關  
する事項

五 当事者である加入金融サービス仲介業者又  
はその顧客等（以下この節において単に「當  
事者」という。）から紛争解決等業務の実施  
に関する料金を徴収する場合にあっては、當  
該料金に関する事項

六 他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の  
処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地  
方公共団体、民間事業者その他の者との連携  
に関する事項

七 紛争解決等業務に関する苦情の処理に関する  
事項

八 前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業  
務の実施に必要な事項として内閣府令で定め  
るもの

九 加入金融サービス仲介業者は、第六号若し  
くは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくな  
った請求に係る訴訟に関し、当該訴訟の程度  
その他の事項の報告を求められた場合には、  
当該事項を指定紛争解決機関に報告しなけれ  
ばならないこと。

十 加入金融サービス仲介業者は、第六号若し  
くは第七号の訴訟が裁判所に係属しなくな  
った場合又はその訴訟について裁判が確定した  
場合には、その旨及びその内容を指定紛争解  
決機関に報告しなければならないこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、金融サービス仲  
介業務関連苦情の処理又は金融サービス仲  
介業務関連紛争の解決の促進のために必要  
であるものとして内閣府令で定める事項

十二 第一項第二号の手続実施基本契約の締結に關  
する場合には、当該金融サービス仲介業者が  
手續実施基本契約に係る債務その他の紛争解  
決の実施に関する義務を履行することが確  
実でないときを除き、これを拒否  
してはならないことを内容とするものでなけれ  
ばならない。

十三 第一項第三号に掲げる事項に関する業務規程  
は、次に掲げる基準に適合するものでなければ  
ならない。

一 苦情処理手続と紛争解決手続との連携を確  
保するための措置が講じられていること。

二 紛争解決委員の選任の方法及び紛争解決委  
員が金融サービス仲介業務関連紛争の当事者  
と利害関係を有することその他の紛争解決手  
続の公正な実施を妨げるおそれがある事由が  
ある場合において、当該紛争解決委員を排除  
するための方法を定めていること。

三 指定紛争解決機関の実質的支配者等（指定  
紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機  
関に対する融資その他の事由を通じて、指定紛  
争解決機関の事業を実質的に支配し、又はそ  
の事業に重要な影響を与える関係にあるものと  
して内閣府令で定める者をいう。）又は指  
定紛争解決機関の子会社等（指定紛争解決機  
関が株式の所有その他の事由を通じて、その事  
業を実質的に支配する関係にあるものとして  
内閣府令で定める者をいう。）を金融サービ  
ス仲介業務関連紛争の当事者とする金融サービ  
ス仲介業者が、株式の所有その他の事由を通じて、  
その業務を行うこととしている指定紛争解決機  
関にあつては、当該実質的支配者等若しくは  
当該子会社等又は指定紛争解決機関が紛争解  
決委員に対して不当な影響を及ぼすことを排  
除するための措置が講じられていること。

四 紛争解決委員が弁護士でない場合（司法書  
士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三  
条第一項第七号に規定する紛争について行う

五、紛争解決手続の実施に際して行う通知について相当な方法を定めていること。

六、紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。

七、加入金融サービス仲介業者の顧客等が指定紛争解決機関に対し金融サービス仲介業務関連苦情の解決の申立てをする場合又は金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が指定紛争解決機関に対し紛争解決手続の申立てをする場合の要件及び方式を定めていること。

八、指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者から紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者の顧客等に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該顧客等がこれに応じて紛争解決手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続を定めていること。

九、指定紛争解決機関が加入金融サービス仲介業者の顧客等から第七号の紛争解決手続の申立てを受けた場合において、金融サービス仲介業務関連紛争の他方の当事者となる当該加入金融サービス仲介業者に対する、速やかにその旨を通じて通知する手続を定めていること。

十、紛争解決手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管・返還その他の取扱いの方法を定めていること。

十一、紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる金融サービス仲介業務関連紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じて適切に保持するための取り扱いの方法を定めていること。第六十二条第九項に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とすること。

十二、金融サービス仲介業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式を定めていること。

十三、紛争解決委員が紛争解決手続によつては金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間には和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を金融サービス仲介業務関連紛争の当事者に通知することを定めること。

十四、指定紛争解決機関の紛争解決委員、役員及び職員について、これらの者が紛争解決等の業務に関する限り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。

第一項第四号及び第五号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一、第一項第四号に規定する負担金及び同項第五号に規定する料金の額又は算定方法及び支払方法（次号において「負担金額等」という。）を定めていること。

二、負担金額等が著しく不当なものでないと。  
第一項第五号の「特別調停案」とは、和解案であつて、次に掲げる場合を除き、加入金融サービス仲介業者が受諾しなければならないものと。  
一、当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等（以下この項において「当事者顧客等」という。）が当該和解案を受諾しないとき。

二、当該和解案の提示の時において当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されていない場合において、当事者顧客等が当該和解案を受諾したことを加入金融サービス仲介業者が知つた日から一月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

三、当該和解案の提示の時において当該紛争解決手続の目的となつた請求に係る訴訟が提起されている場合において、当事者顧客等が当該和解案を受諾したことを加入金融サービス仲介業者が知つた日から一月を経過する日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

四、当事者顧客等が当該和解案を受諾したことを加入金融サービス仲介業者が知つた日から一月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている金融サービス仲介業務関連紛争について、当事者間において仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定

8 7  
定する仲裁合意がされ、又は当該和解案により  
らばに和解若しくは調停が成立したとき。  
業務規程の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（手続実施基本契約の不履行の事実の公表等）  
**第五十七条** 指定紛争解決機関は、手続実施基本契約により加入金融サービス仲介業者が負担する義務の不履行が生じた場合において、当該加入金融サービス仲介業者の意見を聴取し、当該不履行について正当な理由がないと認めるときは、遅滞なく、当該加入金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名及び当該不履行の事実を公表するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 指定紛争解決機関は、金融サービス仲介業務関連苦情及び金融サービス仲介業務関連紛争を未然に防止し、並びに金融サービス仲介業務関連苦情の処理及び金融サービス仲介業務関連紛争の解決を促進するため、加入金融サービス仲介業者その他の者に対し、情報の提供、相談その他他の援助を行うよう努めなければならない。  
（暴力団員等の使用の禁止）  
**第五十八条** 指定紛争解決機関は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者を紛争解決等業務に従事させ、又は紛争解決等業務の補助者として使用してはならない。  
（差別的取扱いの禁止）  
**第五十九条** 指定紛争解決機関は、特定の加入金融サービス仲介業者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。  
（記録の保存）  
**第六十条** 指定紛争解決機関は、第六十二条第九項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、紛争解決等業務に関する記録を作成し、保存しなければならない。

（苦情処理手続）  
**第六十一条** 指定紛争解決機関は、加入金融サービ  
ス仲介業者の顧客等から金融サービス仲介業者をしてはならない。

務関連苦情について解決の申立てがあつたときは、その相談に応じ、当該顧客等に必要な助言をし、当該金融サービス仲介業務関連苦情に係る事情を調査するとともに、当該加入金融サービス仲介業者に対し、当該金融サービス仲介業務関連苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

(紛争解決手続)

**第六十二条** 加入金融サービス仲介業者に係る金融サービス仲介業務関連紛争の解決を図るため、当事者は、当該加入金融サービス仲介業者が手続実施基本契約を締結した指定紛争解決機関に対し、紛争解決手続の申立てをすることができる。

指定紛争解決機関は、前項の申立てを受けたときは、紛争解決委員を選任するものとする。紛争解決委員は、人格が高潔で識見の高い者であつて、次の各号のいずれかに該当する者(第一項の申立てに係る当事者と利害関係を有する者を除く。)のうちから選任されるものとする。この場合において、紛争解決委員のうち少なくとも一人は、第一号又は第三号(当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、第一号、第三号又は第四号)のいずれかに該当する者でなければならない。

弁護士であつてその職務に従事した期間が一通算して五年以上である者

二 金融サービス仲介業務に従事した期間が通算して十年以上である者

三 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者

四 当該申立てが司法書士法第三条第一項第七号に規定する紛争に係るものである場合にあつては、同条第二項に規定する司法書士であつて同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務に従事した期間が通算して五年以上である者

五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

指定紛争解決機関は、第一項の申立てを第二項の規定により選任した紛争解決委員(以下「委員」という。)による紛争解決手続に付するものとする。ただし、紛争解決委員は、当該申立てに係る当事者である加入金融サービス仲介業者に係る

争を適切に解決するに足りる能力を有する者と認められることその他の事由により紛争解決手続を行うのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりに第一項の申立てをしたと認めるときは、紛争解決手続を実施しないものとし、紛争解決委員が当該申立てを受託し、紛争解決機関における紛争解決手続に相当する手続に付することが適當と認めるときは、指定紛争解決機関は、受託紛争解決機関に紛争解決手続の業務を委託するものとする。

前項ただし書の規定により紛争解決委員が紛争解決手続を実施しないとき、又は受託紛争解決機関に業務を委託するときは、指定紛争解決機関は、第一項の申立てをした者に対し、その旨を理由を付して通知するものとする。

紛争解決委員は、当事者若しくは参考人から意見を聴取し、若しくは報告書の提出を求め、又は当事者から参考となるべき帳簿書類その他の物件の提出を求め、和解案を作成して、その受諾を勧告し、又は特別調停（第五十六条第六項に規定する特別調停案を提示することをいう。）をすることができる。

紛争解決手続は、公開しない。ただし、紛争解決委員は、当事者の同意を得て、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

指定紛争解決機関は、紛争解決手続の開始に先立ち、当事者である加入金融サービス仲介業者の顧客等に対し、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録）であつて、電子計算機による情報処理の運用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。第一百一十五条第四項及び第五項において同じ。）を提供して説明をしなければならない。

当該顧客等が支払う料金に関する事項

第五十六条第四項第六号に規定する紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

**第六十四条** 金融サ  
(訴訟手続の中止)

**第六十四条** 金融サービス仲介業務関連紛争について当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該金融サービス仲介業務関連紛争について、当該金融サービス仲介業務関連紛争の当

ければならない

（業務に関する報告書の提出）

第六十九条 指定競争解決機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る競争解決等業務に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定めるとき。

一 金融サービス仲介業者と手続実施基本契約を締結したとき、又は当該手続実施基本契約を終了したとき。

て、当該指定紹介の運営の改善に必

の運営の改善に必要な措置を命ずることができ  
る。内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各  
号のいずれかに該当する場合において、前項の  
規定による命令をしようとするときは、あらか  
じめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第五十二条第一項第五号から第七号までに  
掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分  
に限り、同号に掲げる要件にあっては、第五  
十六条第四項各号及び第五項各号に掲げる基

**第六十三条** 紛争解決手続によつては金融サービ  
**(時効の完成猶予)**

ス仲介業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に紛争解決委員が当該紛争解決手続を終了した場合において、当該紛争解決手続の申立てをした当該金融サービス仲介業務関連紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該紛争解決手続の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、当該紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(加入金融サービス仲介業者の名簿の縦覧)

ビス仲介業者の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(名称等の使用制限)

**第六十六条** 指定紛争解決機関でない者（金融商品取引法第二百五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、その名称又は商号中に、指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

(変更の届出)

2 内閣総理大臣は、紛争解決等業務の公正かつ  
る。

事者間において紛争解決手続が実施されていること。  
一 前号の場合のほか、当該金融サービス仲介（報告徴収及び立入検査）  
2 前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

二 第五十四条、第五十五条、第五十八条又は第五十九条の規定に違反した場合又は第六十一条第一項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあると認められる場合

(紛争解決等業務の休止)

第七十二条 指定紛争解決機関は、紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止(次項に規定する理由によるものを除く。)をし、又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

指定紛争解決機関が、天災その他のやむを得ない理由により紛争解決等業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出なければならぬ。指定紛争解決機関が当該休止をした該当紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

第一項の規定による休止若しくは廃止の認可を受け、又は前項の休止をした指定紛争解決機関は、当該休止又は廃止の日から一週間に以内に、当該休止又は廃止の日に苦情処理手続又は紛争解決手続(他の指定紛争解決機関又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを受けた者(以下この項において「委託紛争解決機関」という)から業務の委託を受けている場合における当該委託に係る当該委託紛争解決機関の苦情を処理する手続又は紛争の解決を図る手続を含む。次条第四項において同じ。)が実施されていた当事者(当該当事者以外の加入金融サービス仲介業者及び他の指定紛争解決機関に当該休止又は廃止をした旨を通知しなければならない。指定紛争解決機関が当該休止をした該当紛争解決等業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

(指定の取消し等)

第七十三条 内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十一条第一項の規定による指定を取り消し、又は六月以内の期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十二条第一項第二号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなつたとき、

二 不正の手段により第五十一条第一項の規定による指定を受けたことが判明したとき。  
三 法令又は法令に基づく処分に違反したとき。

内閣総理大臣は、指定紛争解決機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一 第五十一条第一項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあっては、第五十六条第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。）に該当しないこととなつた場合又は第五十一条第一項の規定による指定を受けた時点において同項第五号から第七号までに掲げる要件に該当していなかつたことが判明した場合

二 第五十四条、第五十五条、第五十八条又は第六十二条の規定による違反した場合（その違反行為が紛争解決手続の業務に係るものである場合に限る。）

内閣総理大臣は、第一項の規定により第五十条第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を官報で告示するものとする。

第一項の規定により第五十一条第一項の規定による指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日に苦情処理手続又は紛争解決手続が実施されていた当事者、当該当事者以外の加入金融サービス仲介業者及び他の指定紛争解決機関に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。

が保険契約の締結の媒介を行わないこととなつたとき、若しくはこれらの者が死亡したときも、同様とする。

(外務員の登録)

**第七十五条** 有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、その役員又は使用人のうち、当該金融サービス仲介業者のために次に掲げる行為を行ふ者（以下この節において「外務員」という。）の氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項について、内閣府令で定める場所に備える外務員登録原簿に登録を受けなければならない。

一 有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利にあっては、同項各号に掲げる権利を除く。）に係る次に掲げる行為

イ 第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為

ロ 次に掲げる行為

(1) 売買の媒介の申込みの勧誘

(2) 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の勧誘

二 前号に掲げるもののほか、政令で定める行為

2 有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、前項の規定により当該金融サービス仲介業者が登録を受けた者以外の者に外務員の職務（同項各号に掲げる行為をいう。第百四十三条第七号において同じ。）を行わせてはならないとのみなす。

二 前項の規定は、相手方が悪意であった場合においては、適用しない。

(外務員の権限)

**第七十六条** 外務員は、金融サービス仲介業者に代わって、前条第一項各号に掲げる行為に關し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。

二 前項の規定は、相手方が悪意であった場合においては、適用しない。

(金融商品取引法の準用)

**第七十七条** 金融商品取引法第六十四条第三項から第六項まで、第六十四条の二第一項、第六十四条の四、第六十四条の五第一項及び第六十四条の六の規定は、金融サービス仲介業者の外務員について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。



ハ 国民の安定的な資産形成に関する教育及び広報の推進に関する事項		二 び広報の推進に関する事項
二 国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究に関する事項		二 国民の安定的な資産形成の支援のために必要な調査及び研究に関する事項
三 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策を総合的に実施するためには必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力をに関する事項		三 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策を総合的に実施するためには必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力をに関する事項
四 前号に掲げるもののほか、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関する重要な事項		四 前号に掲げるもののほか、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関する重要な事項
五 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。		五 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。
六 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、金融審議会の意見を聴くものとする。		六 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、金融審議会の意見を聴くものとする。
七 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。		七 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
八 政府は、適時に、基本方針に基づく施策の実施の状況について、評価を行わなければならない。		八 政府は、適時に、基本方針に基づく施策の実施の状況について、評価を行わなければならない。
九 政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、基本方針に検討を加え、必要があると認めると、これを変更しなければならない。		九 政府は、国民の安定的な資産形成の支援に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、基本方針に検討を加え、必要があると認めると、これを変更しなければならない。
十 政府は、第三項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。		十 政府は、第三項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。
(地方公共団体及び民間事業者に対する支援)		(地方公共団体及び民間事業者に対する支援)
十一 第八十三条 国は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間事業者が行う安定的な資産形成の支援に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。		十一 第八十三条 国は、国民の安定的な資産形成の支援に関する施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間事業者が行う安定的な資産形成の支援に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(事業主の責務)		(事業主の責務)
十二 第八十四条 地方公共団体は、国の方針に準じて、当該地域の社会的及び経済的状況に応じた安定的な資産形成の支援に関する施策を講ずるよう努めるものとする。		十二 第八十四条 地方公共団体は、国の方針に準じて、当該地域の社会的及び経済的状況に応じた安定的な資産形成の支援に関する施策を講ずるよう努めるものとする。
(事業主の責務)		(事業主の責務)
十三 第八十五条 事業主は、その事業に支障のない範囲内で、その従業員を対象とする国、地方公共団体又は次条の金融経済教育推進機構による安定的な資産形成に資する制度の利用の促進のための取組並びに安定的な資産形成に関する教育及び広報に協力するよう努めるものとする。		十三 第八十五条 事業主は、その事業に支障のない範囲内で、その従業員を対象とする国、地方公共団体又は次条の金融経游教育推進機構による安定的な資産形成に資する制度の利用の促進のための取組並びに安定的な資産形成に関する教育及び広報に協力するよう努めるものとする。
(定款の作成等)		(定款の作成等)
十四 第九十三条 機構を設立するには、金融又は経済に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。		十四 第九十三条 機構を設立するには、金融又は経済に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。
十五 第二款 設立 (発起人)		十五 第二款 設立 (発起人)
十六 第九十二条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、機構の準用する。		十六 第九十二条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、機構の準用する。
十七 第九十七条 第九十五条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。		十七 第九十七条 第九十五条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
(設立の登記)		(設立の登記)
十八 第九十八条 機構を設立するには、設立の登記をする。		十八 第九十八条 機構を設立するには、設立の登記をする。
十九 第三款 運営委員会 (設置)		十九 第三款 運営委員会 (設置)
二十 第九十九条 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。		二十 第九十九条 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。
(権限)		(権限)
二十一 第一百四条 運営委員会は、委員長又は第百条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員並びに機構の理事長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。		二十一 第一百四条 運営委員会は、委員長又は第百条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員並びに機構の理事長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
(議決の方法)		(議決の方法)
二十二 第一百四十五条 委員は、その職務上知ることのできた機密を漏らし、又は濫用してはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。		二十二 第一百四十五条 委員は、その職務上知ることのできた機密を漏らし、又は濫用してはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。

(委員の地位)	
<b>第一百六条</b> 委員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	
<b>第四款</b> 役員等	
<b>(役員)</b>	
<b>第一百七条</b> 機構に、役員として理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。	
<b>(役員の職務及び権限)</b>	
<b>第一百八条</b> 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。	
<b>2</b> 理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。	
<b>3</b> 監事は、機構の業務を監査する。	
<b>4</b> 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、運営委員会、理事長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。	
<b>(役員の任命)</b>	
<b>第一百九条</b> 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。	
<b>2</b> 理事は、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。	
<b>3</b> 第百十条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。	
<b>4</b> 役員は、再任されることができる。	
<b>(役員の欠格条項)</b>	
<b>第一百十一条</b> 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができる。（役員の解任）	
<b>第一百十二条</b> 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第百三条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、第一百九条の規定の例により、その役員を解任することができる。	
<b>(役員の兼職禁止)</b>	
<b>第一百十三条</b> 役員（非常勤の者を除く。）は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。ただし、内閣總	
(資料の交付の要請等)	
<b>第一百二十二条</b> 国又は地方公共団体は、機構がその業務を行うため特に必要があると認めて要請する事項については、これらの者は、代表権の委員又は機構の職員を兼ねてはならない。	
<b>第一百四十四条</b> 監事は、理事長、理事、運営委員会の委員又は機構の職員を兼ねてはならない。	
<b>第一百五十六条</b> 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。	
<b>(代理人の選任)</b>	
<b>第一百六十六条</b> 理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。	
<b>(職員の任命)</b>	
<b>第一百六十七条</b> 機構の職員は、理事長が任命する。	
<b>(役員及び職員の秘密保持義務等)</b>	
<b>第一百六十八条</b> 第百五条及び第一百六条の規定は、機構の役員及び職員について準用する。	
<b>(業務の範囲)</b>	
<b>第一百六十九条</b> 機構は、第八十六条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行ふ。	
<b>1</b> 金融経済教育を行うこと。	
<b>2</b> 国民が金融経済教育を容易に受けられるよう、必要な情報の収集、整理及び提供、金融経済教育を担う人材の養成及び資質の向上その他の支援を行うこと。	
<b>3</b> 金融経済教育の推進に関する調査研究を行うこと。	
<b>4</b> 前三号に掲げる業務に附帯する業務	
<b>(業務の委託)</b>	
<b>第一百七十一条</b> 機構は、内閣総理大臣の認可を受け、前条の業務の一部を委託することができる。	
<b>2</b> 第百五条の規定は、前項の規定による委託を受けて、前条の業務の一部を委託することができる。	
<b>(業務方法書)</b>	
<b>第一百七十二条</b> 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。	
<b>3</b> 前項の業務方法書には、内閣府令で定める事務所に備え置き、内閣府令で定める期間、公衆の縦覧に供しなければならない。	
<b>4</b> 報告書、決算報告書及び監事の意見書（以下この条において「財務諸表等」という。）を、各	
<b>5</b> 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成され、それを変更しようとするときも、同様とする。	
<b>(余裕金の運用)</b>	
<b>第一百七十三条</b> 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。	
<b>1</b> 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の保有	
<b>2</b> 内閣総理大臣の指定する金融機関への預金	
<b>3</b> その他内閣府令で定める方法	



面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき。  
 十一 第三十二条において準用する貸金業法第二十条第三項において準用する貸金業法第二十条第一項又は第二項の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
 十二 第三十二条において準用する貸金業法第二十条の二（第一号に係る部分に限る。）若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
 十三 第三十二条において準用する貸金業法第二十条の二（第二号に係る部分に限る。）の規定に違反して、同条に規定する預金通帳等の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。  
 十四 第三十二条において準用する貸金業法第二十条の二（第二号に係る部分に限る。）の規定に違反したとき。  
 十五 第三十二条において準用する貸金業法第二十条の二（第二号に係る部分に限る。）の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の規定による報告書を提出したとき。  
 十六 第三十二条において準用する貸金業法第二十条の二（第二号に係る部分に限る。）の規定による報告書を提出したとき。  
 十七 第三十五条第一項若しくは第六十九条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の規定による報告書を提出したとき。  
 十八 第三十六条第一項若しくは第二項又は第十九条第一項若しくは第二項又は第四十九条第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をせしめたり。  
 十九 第五十八条の規定に違反したとき。  
 二十 第七十一条第一項若しくは第二項の規定に虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による報告若しくは資料の提出をせしめたり。  
 二十一 第七十二条第一項の規定による命令に違反したとき。

**第一百四十三条** 次の各号のいずれかに該当するとときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
**第一百四十四条** 第百四十三条において準用する貸金業法第二十条第三項又は第四項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれらを提出したとき。  
**第一百四十五条** 第百四十五条 第四十五条の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一百万円以下の罰金に処する。  
**第一百四十六条** 第百五条（百十八条及び第二百二十二条第五項の規定に違反したとき。）  
**第一百四十七条** 第百五条（百十八条及び第二百二十二条第五項において準用する貸金業法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
**第一百四十八条** 第百五条（百十八条及び第二百二十二条第五項において準用する貸金業法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該届出に添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。  
**第一百四十九条** 第百五条（百十八条及び第二百二十二条第五項において準用する貸金業法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該届出に添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。  
**第一百五十条** 第百五条（百十八条及び第二百二十二条第五項において準用する貸金業法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該届出に添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

**第一百五十一条** 第百五十二条（百二十二条第三項の規定による届出をせしめたり。）  
**第一百五十二条** 第百五十二条（百二十二条第三項の規定による届出をせしめたり。）  
**第一百五十三条** 第百五十三条第一項の規定に違反したとき。  
**第一百五十四条** 第百五十三条第二項において準用する貸金業法第二十条第二項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出したとき。  
**第一百五十五条** 第百五十三条第二項の規定に違反したとき。  
**第一百五十六条** 第百五十六条第一項若しくは第二項又は第三項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の規定による報告書を提出したとき。  
**第一百五十七条** 第百五十七条第一項若しくは第二項又は第三項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の規定による報告書を提出したとき。  
**第一百五十八条** 第百五十八条第一項若しくは第二項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の規定による報告書を提出したとき。  
**第一百五十九条** 第百五十九条第一項若しくは第二項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の規定による報告書を提出したとき。  
**第一百六十条** 第百六十条第一項若しくは第二項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の規定による報告書を提出したとき。

**第一百六十一条** 第百六十一条第一項若しくは第二項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の規定による報告書を提出したとき。  
**第一百六十二条** 第百六十二条第一項若しくは第二項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の規定による報告書を提出したとき。  
**第一百六十三条** 第百六十三条第一項若しくは第二項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の規定による報告書を提出したとき。  
**第一百六十四条** 第百六十四条第一項若しくは第二項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の規定による報告書を提出したとき。  
**第一百六十五条** 第百六十五条第一項若しくは第二項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の規定による報告書を提出したとき。  
**第一百六十六条** 第百六十六条第一項若しくは第二項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の規定による報告書を提出したとき。  
**第一百六十七条** 第百六十七条第一項若しくは第二項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の規定による報告書を提出したとき。  
**第一百六十八条** 第百六十八条第一項若しくは第二項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の規定による報告書を提出したとき。  
**第一百六十九条** 第百六十九条第一項若しくは第二項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の規定による報告書を提出したとき。  
**第一百七十条** 第百七十条第一項若しくは第二項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の規定による報告書を提出したとき。







改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く)、同法第五十二条の四十五の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く)、同法第五十二条の六十の十七の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く)、並びに同法第六十三条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十四条中保険業法第九十九条第八項の改正規定、同法第一百条の五の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定、同法第三百条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止」を加える部分を除く)、並びに同法第三百十五条规定の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く)、並びに同法第三百五十九条の三、第五十九条の七、第九十五条の五並びに第九十九条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十八条(信託業法第二十四条の二の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていな

**第十四条** 附則第一条第一号に掲げる規定の  
（金融経済教育推進機構に関する経過措置）  
の次に、その名稱中「金融経済教育推進機  
構」を「金融経済教育推進機構」に改め、  
この規定を「金融経済教育推進機構に関する  
経過措置」の規定とする。

**第六十八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関するもの等を除く。）は、昭和三十九年四月一日から施行する。

**第十五条** 機構の最初の事業年度は、第二条の規定による改正後の金融カード規制共済法が施行された日から

市元  
いて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**第十七条** 刑法等の一部を改正する法律（令和四  
に伴う経過措置）

四

年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間ににおける第二条の規定による改正後の金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第百四十六条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても 同様とする。

ト間と為用未法ツのに

**第六十七条** この法律（附則第一条第三号及び第  
（罰則に関する経過措置）

ビスの提供及び利用環境の整備等に関する法律  
第百三十二条の規定の適用については、同号  
中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。